

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（抄）

		平成30年	6月25日	観観振第	26号
一部改正	令和	2年	6月22日	観観振第	58号
一部改正	令和	2年	10月30日	観観振第	157号
一部改正	令和	3年	3月31日	観観振第	284号
一部改正	令和	3年	4月20日	観観振第	40号
一部改正	令和	3年	4月30日	観観振第	49号
一部改正	令和	3年	5月14日	観観産第	14号
一部改正	令和	3年	7月9日	観観振第	119号
				観観産第	79号
一部改正	令和	3年	9月30日	観観振第	164号
				観観産第	188号
一部改正	令和	3年	11月25日	観観振第	202号
				観観産第	222号
一部改正	令和	4年	1月18日	観観振第	220号
				観観産第	251号
				観 参第	576号
一部改正	令和	4年	1月19日	観観振第	231号
一部改正	令和	4年	1月25日	観観振第	233号
一部改正	令和	4年	1月31日	国海内第	249号
				国海外第	362号
				国港総第	586号
				観観振第	236号
				観観資第	173号
一部改正	令和	4年	2月18日	観観産第	395号
一部改正	令和	4年	3月2日	観観振第	259号
一部改正	令和	4年	3月22日	観観振第	265号
一部改正	令和	4年	3月25日	観観振第	294号
一部改正	令和	4年	4月20日	観観振第	30号
一部改正	令和	4年	5月11日	観観振第	38号
				観観産第	113号
				観 参第	94号
一部改正	令和	4年	5月20日	観観振第	41号
一部改正	令和	4年	6月21日	観観振第	68号
一部改正	令和	4年	7月14日	観観振第	73号
一部改正	令和	4年	8月25日	観観振第	87号
一部改正	令和	4年	9月28日	観観振第	96号
一部改正	令和	4年	12月12日	国海外第	280号
				国海内第	195号
				国港総第	500号
				観観振第	140号
				観国観第	99号
				観観資第	178号
				観観産第	357号
				観 参第	545号
一部改正	令和	4年	12月13日	観観振第	144号

(通則)

第1条 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、広域周遊観光促進に取り組む観光地域について、当該地域で設置した広域周遊観光促進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)において決定された事業計画に基づく、旅行者の混雑や密を低減させつつ訪日外国人旅行者等の広域周遊観光を促進するための戦略的な取組や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、新たな観光需要の創出を図るため、都道府県による地域の観光を支援する取組、地域が一体となって取り組む観光地・観光産業の再生・高付加価値化を支援する取組等に要する経費の一部を国が補助することにより、国外等から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」とは、前条の目的を達成するため、次号に掲げる事業又は事務(以下「事業等」という。)の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「補助対象事業」とは、次のイからホまでに掲げる事業等に応じ、当該イからホまでに定める事業をいう。
  - イ 広域周遊観光促進事業(連絡調整会議において決定された事業計画に記載された取組に関する事業)
  - ロ 地域観光事業支援(都道府県による地域の観光を支援する別紙1に定める事業(以下「需要創出支援」という。)及び感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。)が実施する感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取組を都道府県が支援する事業(以下「感染防止対策等への支援」という。))
  - ハ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化(観光地・観光産業の再生・高付加価値化に向けて、地方公共団体や観光庁の観光地域づくり法人登録制度において登録された観光地域づくり法人(以下「登録DMO」という。)及び観光地域づくり候補法人(以下「候補DMO」という。)等が作成する観光拠点再生計画の策定を支援する事業及び観光拠点再生計画又は自然公園法上の利用拠点整備改善計画(以下「観光拠点再生計画等」という。)に基づき宿泊事業者等が実施する宿泊施設改修事業等に関する事業等)
  - ニ インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業(観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源を磨き上げる取組に関する事業等)
  - ホ 観光地域づくり法人の体制強化(登録DMOの体制強化に関する事業等)

へ スノーリゾートの整備（国際競争力の高いスノーリゾート形成計画に位置付けられた取組に関する事業等）

ト 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出（観光利用と地域資源の保全を両立するための好循環の仕組みづくりを通じた日本ならではの持続可能性の仕組みの創出に係る事業）

チ 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業（城寺・古民家・伝統文化等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に関する事業）

リ 海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業（訪日外国人による海洋周辺地域での新たな消費の開拓や魅力向上を図るための事業）

ヌ クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業（安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の安全な寄港再開の促進に関する事業）

ル 環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業（地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な周遊観光の促進を図る取組に関する事業）

ヲ 観光再始動事業（インバウンドの本格的な回復に資する、文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体験コンテンツ等の創出を図る取組に関する事業等）

三 「補助対象事業者」とは、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

四 「事業計画策定者」とは、連絡調整会議において決定された地域の事業計画を策定する者をいう。

（交付の対象等）

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。

2 この補助金の補助対象事業の区分、補助対象事業者、補助対象経費、補助率等及び金額の額の確定方法は、広域周遊観光促進事業においては別紙2、需要創出支援においては別紙3、感染防止対策等への支援においては別紙4、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化においては別紙4の2、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業においては別紙4の3、観光地域づくり法人の体制強化においては別紙4の4、スノーリゾートの整備においては別紙4の5、持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出においては別紙4の6、歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業においては別紙4の7、海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業においては別紙4の8、クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業においては別紙4の9、環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業においては別紙4の10、観光再始動事業においては別紙4の11に定めるものとする。

## 第5編 インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業

（補助金交付申請）

第70条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける民間事業者（以下この節において「交付申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、様式第47による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第71条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第72条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第48による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第73条 適正化法第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、第71条の交付決定を受けた民間事業者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第49による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第74条 補助対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第50により変更交付申請書を提出するものとする。

- 一 補助対象経費総額の増加
- 二 補助対象事業の内容（ただし、補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合を除く。）

(交付の変更決定)

第75条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助対象事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第76条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第51による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第77条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第52による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第78条 補助対象事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに様式第53による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第79条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助対象事

業者にその遂行等を命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

#### (実績報告)

第80条 補助対象事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に様式第54による実績報告書を提出して行うものとする。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第54による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 第70条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。
- 4 第70条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第55の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第81条 国土交通大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に様式第56による交付額確定通知書を通知するものとする。

#### (補助金の支払)

第82条 国土交通大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第57による補助金支払請求書又は様式第58による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

#### (是正のための措置)

第83条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して命ずることができる。

#### (交付決定の取消し等)

第84条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
  - 三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 五 補助対象事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助対象事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 国土交通大臣は、補助金の返還を命じ、これを補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
  - 5 国土交通大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
  - 6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

第85条 国土交通大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助対象事業者にその額の返還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第86条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

（補助金の経理）

第87条 補助対象事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助対象事業の検査等）

第88条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、様式第32による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第89条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち補助対象事業者から補助金の交付を受けた地方公共団体及び民間事業者（以下この節において「間接補助事業者」という。）その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下この節において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第90条 補助対象事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付す条件)

第91条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第73条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- 一 補助金の交付を受けた間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助対象事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - 二 補助対象事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助対象事業者に納付させることがあること。
  - 三 事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 補助対象事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
  - 3 補助対象事業者は、第80条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接補助事業者から補助対象事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第92条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を

経過した場合を除く。)

- 2 補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第93条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙4の3

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
民間事業者	(1) 間接補助事業に要する経費 本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携して地域に根差した観光資源を磨き上げる取組に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	(1) 間接補助事業に要する経費 1/2 (1件あたりの助成額について、400万円以下の部分については定額)
	(2) 事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費 (通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの)	(2) 事務経費 (1)の間接補助事業に要する経費として交付される額の10%を上限 (消費税が発生する場合は別途対象となる。) とする。

※留意事項

- (1) の間接補助事業に要する経費の助成額は、1件あたりの上限額を1,250万円とする。
- (2) の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

様式第32 (第42条、第47条、第88条、第120条及び第144条関係)

表 面

← 9 c m →

↑

第 号  
年 月 日発行

官 職 氏 名  
年 月 日生

6.5  
c m

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第23条第2項の  
規定による検査員の証

年 月 日まで有効

国土交通大臣 印

↓

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) (抄)

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があ  
るときは、補助対象事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当  
該  
職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若し  
くは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを  
提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の着手及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

2. 補助金申請額

円

3. 別紙関係書類

令和 年 月 日  
第 号

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第○条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更交付申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号  
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更交付申請のあった標記補助金にかかる交付決定を以下のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、通知します。

記

1. 変更後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付変更申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定変更通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容変更の申請を、下記の理由につき、取り下げたいので訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業年度終了実績表

## 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況表

補助対象事業者名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考
合計					

(添付書類)

- ・補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了（年度終了）実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了（年度終了）実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了（年度終了）実績表

## 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了（年度終了）実績表

補助対象事業者名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額① ( $E = C \times$ 補助率)	計上額② ( $F = (C -$ D) $\times$ 補助率)	補助金額 (B、E、Fのい ずれか少ない 額)
合計							

(補助対象事業者の添付書類)

参考となる書類

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額  
金 千円  
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
2. 補助金の額の確定時に減額した消費税等相当額  
金 千円
3. 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 千円
4. 交付金返還相当額（3. - 2.）  
金 千円

第 号  
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定により、以下のとおり確定したので、通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

令和 年 月 日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

## 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

## 記

1. 補助金額	金 円				
2. 受取人 (口座名義)	〒	ガ	ナ		
	住所	(〒 - )			
	〒	ガ	ナ		
	氏名				
3. 振込先金融機関及び支店名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他: )				
4. 預金種別	普通預金		当座預金		
5. 口座番号					

(注)

(1) 上記2.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。

(2) 上記3.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。

なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。

(3) 上記4.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。

(4) 上記5.の口座番号は、右詰めで記入すること。

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

## 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観振第26号）第〇条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 交付決定通知額	金 円					
2. 概算払受領済額	金 円					
3. 今回請求額	金 円					
4. 残額	金 円					
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ					
	住所	(〒 - )				
	フリガナ					
	氏名					
6. 振込先金融機関及び支店名	銀行	信用金庫	その他	支店		
	(その他: )					
7. 預金種別	普通預金			当座預金		
8. 口座番号						

(注)

(1) 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。

(2) 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。

なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。

(3) 上記7.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。

(4) 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（ 部署名 ）：

（ 氏 名 ）：

（ 連 絡 先 ）：

担 当 者（ 部署名 ）：

（ 氏 名 ）：

（ 連 絡 先 ）：